

4 番 通告3番、4番議員、田村俊二です。

通告に従いまして、

- 1、臨時休校中の家庭学習の現況とICT活用の取組みは。
- 2、緊急事態宣言・外出自粛下の高齢者施策の取組みは。
- 3、自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化の取組みは。

の3項目を質問いたします。

1項目めは、「臨時休校中家庭学習の現況とICT活用の取組みは」で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急遽3月3日から本町でも学校が臨時休校となりました。4月7日には神奈川県ほか6都府県を対象に、5月6日までの1か月間、外出自粛を強く要請する「緊急事態宣言」が発出され、4月16日には緊急事態宣言は全国に拡大され、さらに期限は5月31日まで延長されました。この間、小中学校は臨時休校の状態が続いており、児童生徒の学習の機会が失われ、学習の遅れが危惧されるところであります。

また、この状況は、一過性のものではなく、今後も断続的に続くことが予想されています。このような状況に対処するため、本町での臨時休校中の家庭学習の現状と、ICT活用の取組の検証、文部科学省が示したGIGAスクール構想の加速化は、重要な課題と考えるので次についてお伺いします。

(1) 児童生徒の学びはどのように担保されているのか。

(2) 町のICT教育は活用されたか。

- ・ICT機器を生かした教育活動の取組は。
- ・ICT教育推進校を中心に学校間の意識共有は図られたか。

(3) GIGAスクール構想加速化への取組は。

・児童生徒の端末、学校ネットワーク環境、家庭でのオンライン学習環境及び教員養成、研修、指導体制の整備は。

・タイムスケジュールは。

2項目めは、「緊急事態宣言・外出自粛下の高齢化施策の取組みは」です。緊急事態宣言の派出により、外出自粛を強く要請され、町事業も多くの事業が中止となりました。外出の機会の確保、人と触れ合うことが機能低下の予防になると言われている高齢者の多くが在宅で過ごす状況にあります。介護予防、在宅のひとり暮らしの高齢者の支援など、多くの課題が鮮明になった

といえます。介護、保健、福祉の専門職がチームとなって、高齢者及び家族からの相談の受付や高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援を行う高齢者の総合的なサービス、相談サービスの拠点である地域包括支援センターの役割は重大です。

そこで、緊急事態宣言・外出自粛下の高齢者施策の取組についてお伺いいたします。

(1) 中止となっている「おーい！元気会」「オレンジカフェひだまり」参加者への支援策は。

(2) 単独高齢世帯への安否確認は。

3項目めは「自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化の取組みは」です。経済産業省は、消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性向上につながる取組として、キャッシュレスを推進しています。今年度の自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化に取り組む、モニター自治体の募集を行い、29自治体が選定されました。

そこで、本町での自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化の取組についてお伺いします。「本町の取組み状況は」についてです。

以上、登壇しての質問といたします。

町 長 通告3番、田村俊二議員の御質問にお答えいたします。

田村議員からは、大きく3点の御質問を頂戴しております。私からは、2点目と3点目の御質問にお答えさせていただき、1点目の「臨時休校中の家庭学習、ICT活用・GIGAスクールの取組は」につきましては、後ほど教育長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、初めに2点目の「緊急事態宣言・外出自粛下の高齢者施策の取組みは」との御質問でございますが、本町では、4月8日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針を定め、町が主催するイベントを休止または延期とするなど、全庁を挙げて取り組んでおります。特に、高齢者を対象とする事業におきましては、重症化するリスクが高いことから、町民の生命と安全を最優先とし、当面の間、中止の判断をいたしました。中止により感染リスクが低減する反面では、外出の自粛を余儀なくされた高齢者が、運動不足に陥ることにより、フレイルや認知機能への影響が懸念されます。

そこで、「（１）中止となっている「おい！元気会」「オレンジカフェひだまり」参加者への支援策は」との御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、高齢者が居宅において健康を維持するための支援に取り組んでおります。まず、地域介護予防活動支援事業として、町内12会場で年間を通じて実施しております「おい！元気会」についてですが、先行き不透明な状況下でございますので、一旦、9月まで休止としております。その間の参加者への支援策として、3月末と4月末に、本事業の運営サポーター22名により、自宅で取り組むことができる体操や自己管理チェックシートなどの介護予防に関する資料を配布し、参加者234人の状況を伺っております。サポーターによる訪問の結果、不在で現状が確認できなかった方や生活の様子が気になりな方については、改めて町の保健師ないし看護師が対応することとしております。また、広報おしらせの紙面においても、自宅でできる簡単な運動などを提案し、自主的な運動習慣につながるよう啓発に努めております。認知症地域支援・ケア向上事業として毎月実施しております「オレンジカフェ」につきましても、9月まで休止といたしました。その多くが「おい！元気会」の参加者と重複していることから、先ほど述べました運営サポーターによる訪問結果を共有することで、状況を把握しております。そのほかの重複していない方につきましては、地元の民生委員さんをはじめとする支援者や介護支援専門員等を通じ、状況把握を行っております。また、ホームページに「認知症ガイドブック」を掲載するとともに、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等において相談を受け付けております。なお、神奈川県が自宅で簡単に取り組めるオリジナルの体操や、バランスのよい食事メニューなどを紹介する番組を制作しておりますので、その放送日時をホームページで紹介させていただくなど、高齢者全般にわたって介護予防に取り組んでおります。

次に、「（２）単独高齢者世帯の安否確認は」との御質問ですが、御指摘のとおり、長引く外出自粛により、ひとり暮らしの高齢者に対しては、一層の見守りが求められております。そこで、町では対象となる御自宅宛てに民生委員を通じて安否確認の通知または電話連絡を行い、お困りのことがあれば御相談いただけるようお伝えしております。また、介護サービスを御利用

いただいている方につきましては、介護支援専門員等による支援を継続しております。さらに地域包括支援センターでは、4月下旬、75から84歳までの要介護・要支援認定者及び事業対象者以外の高齢者1,592人を対象に、介護予防把握事業として基本チェックリストを送付しております。現在対象者から回収を行っているところですが、既に75%程度が集まっております。気がかりな方へは、随時、担当看護師が電話により状況確認を行っており、その中にはひとり暮らし高齢者もおられます。介護保険制度における保健福祉事業としては、ひとり暮らし高齢者配食サービスを実施しておりますので、本制度を活用した安否確認も行っております。

先般、政府により緊急事態宣言が解除されたところですが、今度とも感染防止対策を徹底し、1日も早く高齢者の皆様の元気な姿が見られるよう努めてまいりたいと考えています。

続きまして、3点目の「(1)自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化の本町の取組状況は」について、回答をさせていただきます。

現在、国では民間事業者と連携してキャッシュレス化を推進し、2025年までにキャッシュレス決済比率を4割程度にする目標を掲げ、キャッシュレスの普及を促進しております。また、神奈川県においては、2018年11月に「キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA宣言」を発表し、自動車税などの県税の支払いにいち早くキャッシュレス決済を導入するなど、消費者の利便性と事業者の生産性を向上させるキャッシュレス化の推進に取り組んでおります。

本町のキャッシュレス化の取組といたしましては、5月からモバイルレジを利用し、町税等の納付ができるサービスを開始いたしました。これにより、納税義務者の利便性の向上に資するところであります。

御質問にある役場の窓口での住民票、各種証明書の発行にかかる手数料及び公共施設の設備利用料などの支払いは、現在現金のみとなっております。

キャッシュレス決済を導入することは、レジでの支払いや釣銭を待つ時間が省略でき、窓口での現金の受渡しに要する時間がなくなるとともに、レジの集計の際に現金管理業務が効率化されるなど、住民サービスの向上につながるメリットがございます。

しかしながら、課題といたしましては、キャッシュレス決済導入に当たっての多様な種類の決算手段や事業者の選定、納付した日と入金した日のタイムラグが生じること、導入によるシステムなどの初期費用及び件数や金額に応じて増減する各種手数料等の運用費用が発生するなどがございます。

このような課題を踏まえ、まずは今年度、経済産業省が進めるキャッシュレス化に取り組むモニター自治体など、先進自治体の取組状況を参考にさせていただき、幅広い角度で研究してまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます、1点目につきましては、教育長に自席から答弁させますので、よろしく申し上げます。

教 育 長 教育長でございます。

それでは引き続き、私から1点目の御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに「児童生徒の学びの担保について」ですが、3月から約3か月間の休校期間中、子供たちの学習は各学校より配布される課題にて対応してまいりました。そのほかにも、町のホームページでは、国や県の学習サイトを紹介することで、家庭での学習につなげてもらえるよう努めてまいりました。

また、各学校からは課題を配布するだけでなく、週1回の家庭への電話連絡を通して、学習面や生活状況について、保護者・児童生徒との意識共有と状況把握に努めました。特に電話連絡では、児童・生徒のみでなく、長引く自粛生活で精神的にも疲弊した保護者の相談を受けるなどしたことから、「気が楽になった」という保護者もいたとのことでした。

そうした中、5月の休校期間延長となった際には、生活面・学習面・ICT環境についてアンケートを実施することで、家庭での生活状況や学習状況について把握いたしました。学校再開後には、配布された学習課題の取組を、学校での学習・授業につなげて、子供たち一人一人の学びの定着につなげてまいります。

2つ目の御質問「町のICT教育は活かされたか」についてですが、御存じのように、本町では相和小学校をICT教育の推進校としております。今回の臨時休校期間では、ICT端末を利用した学習として、県教育委員会の指定する「学びづくり支援システム」を活用してきました。また、これまで

年間2回「ICTを活用した授業改善研修会」なども実施して、授業におけるICT機器の活用については各学校間においても情報共有が図られ、教員のスキルアップにもつながっていたものと考えます。

しかしながら、今回のように、国においても急遽、学校内のICT化推進から臨時休業等の緊急時においても子供の学びを保障するという一方で、オンライン授業も視野に方向転換をしていることから、本町でもICT機器を活用した家庭学習環境整備にまで共通認識ができていないのが現状であります。今回の事態と今後想定される感染防止対策への対応のためにも、環境面の整備と技術面の向上を図ることで、ICT教育の充実に努めてまいりたいと考えます。

3つ目の御質問「GIGAスクール構想加速化への取組み」についてですが、まず、本町の現状は、先ほど牧野議員にもお答えさせていただきましたとおり、相和小学校以外の学校において全校中の1クラス分を整備するにとどまるような状況です。次に、学校のネットワーク環境整備は、既に平成30年度に完了しておりますが、今回のGIGAスクール構想の環境には通信容量が対応できていないため、1人1台端末整備と並行して改修してまいります。また、今回休校期間中に実施したアンケートは回収率が8割程度となりましたが、家庭においてICT環境と端末のサポートが必要な家庭は、おおむね2割程度という実態であり、こうした御家庭へは、モバイルルーターや端末の貸出しを検討します。ただし、通信環境や端末だけが整備されたからといって、オンライン学習がスムーズにスタートできるものではありません。オンライン学習によって学習内容を定着させていくためには、家庭での機器の使い方や教職員のスキルアップが重要になってきます。そのために補助を活用したGIGAスクールサポーターの利用や教職員への研修も早期に実施し、スキルアップにつなげるよう努めてまいります。

当初、「GIGAスクール構想」は令和5年度までに計画的に進めていくところでしたが、新型コロナウイルス感染症や臨時休校を受けて、今年度内の早急な対応が必要なものとなりました。本町におきましても、端末・環境整備を行うだけでなく、それを活用することで、子供たちの学びが定着していくよう努めてまいります。

議

長 私からの答弁は以上でございます。
以上で、4番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。

7 番

引き続き、通告4番、7番議員、清水亜樹君。

通告4番、7番議員、清水亜樹です。

通告に従い、

1、災害発生時における感染症拡大防止策と対応について。

2、感染症拡大時における官民連携や支援の取組みについて。

を質問いたします。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げます。また、罹患により闘病中の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い回復を願っております。そして、医療従事者はじめ感染防止に御尽力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。

それでは質問に入ります。昨日は東京都で34人の感染となり、東京アラートが発動されました。県内では3人の方が新たに感染が確認され、感染の再拡大が心配されます。いまだ感染対策に緊張感を持って取り組んでいかなければならないと考えています。そのような状況下で台風の時期が近づいており、また地震など大規模災害を想定した感染防止策が欠かせません。国は事前に対策・対応を徹底するよう自治体に求めています。本町の状況等について6点伺います。

1点目は、集団感染防止のため国はできるだけ多くの避難所を開設して避難者のスペースを確保するよう求めています。現在指定の避難所に加え、民間施設などの活用や新たな避難所の開設を想定しているのかを伺います。

2点目は、避難所での感染防止のためのマスクや消毒液などの衛生用品の備蓄状況を伺います。また、不足している場合の方策について伺います。

3点目は、避難所での感染対策として、保健師等の専門職の配置などの運営体制の見直しの状況について伺います。

4点目は、感染の疑いや症状のある方が避難された場合の対応について伺います。

5点目は、本町では車中避難を推進していませんが、感染防止の観点から